

7 障害者の社会参加の促進について

(1) 地域における身体障害者補助犬に関する正しい理解の普及促進

身体障害者補助犬が、ユーザーとともに円滑に地域社会に受け入れられるためには、受入れ側の理解を深めることが重要である。

このため、厚生労働省では、これまでも、「身体障害者補助犬法」の趣旨に沿って、啓発イベントの開催やリーフレット・ステッカー等の作成・配布等を行い、補助犬やユーザーに対する理解の促進に取り組んできたところである。

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、今後、海外からの補助犬ユーザーの来日も増加していくことが予想される中、本年6月に英語版のリーフレット(電子版)を作成し、厚生労働省ホームページ(英語版)に掲載しているため、適宜ご活用いただきたい。(資料1)

身体障害者補助犬に関しては、補助犬の同伴を受け入れる義務がある民間施設等において受入れが拒否された事案や、補助犬とユーザーが交通事故により死亡した事案等が発生し、先般、報道もなされたところである。

今後とも、身体障害者補助犬やユーザーに対する正しい理解をより一層促進し、外出時の安全も含め、補助犬とユーザーが地域において安心して生活できる環境を整備することが重要である。

各都道府県等におかれては、リーフレット・ステッカー等による周知、地域生活支援事業における身体障害者補助犬育成事業等を通じて、補助犬とユーザーが安心して暮らすことができる生活環境の整備に取り組んでいただくとともに、管内市町村、関係団体(訓練事業者など)、飲食店等の民間事業者に対する周知徹底をお願いしたい。(資料2)

なお、広報啓発活動において、厚生労働省が作成したリーフレット等の送付が必要な場合には、下記連絡先までご連絡をいただきたい。

<厚生労働省の普及啓発イベント(平成27年度)>

実施団体：特定非営利活動法人 日本補助犬情報センター

開催日	： 10月3日(土) 阪急梅田	13時～14時	16時～17時
	10月4日(日) ららぽーと甲子園	11時～12時	14時～15時
	12月5日(土) ららぽーと横浜	13時～14時	16時～17時

詳細は、日本補助犬情報センターホームページを参照

<http://www.jsdra.jp/>

(連絡先)

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室社会参加支援係

TEL：03-5253-1111(内線3073、3006)

(2) 平成 27 年度シーズ・ニーズマッチング交流会の開催について

障害者の自立や社会参加を促進するためには、自立支援機器の開発(実用的製品化)や技術開発を支援することが重要である。

厚生労働省では、これまで、自立支援機器の開発を行う企業に対して直接的な支援を行うことを中心に進めてきたところであるが、開発された機器が必ずしも障害者のニーズを的確に捉えたものとなっていない等の新たな課題も明らかになりつつある。

このため、平成 26 年度からは、障害者の個別具体的なニーズを的確に反映した機器の開発を進めるため、産・学・障害者・福祉専門職等の知識・技術を結集する機会を確保する事業(シーズ・ニーズマッチング強化事業)を開始し、「障害者自立支援機器等開発促進事業」と相まって、障害者が使いやすい機器の製品化・普及を図っているところである。

平成 26 年度のシーズ・ニーズマッチング強化事業は、本年 3 月 6 日・7 日に東京で開催し、障害当事者はもちろん、企業や大学、リハビリテーション関係者など多くの方にご参加いただいた。(参加企業 62 社、参加者 442 名)

平成 27 年度においても、公益財団法人テクノエイド協会を実施主体として、以下のとおり「シーズ・ニーズマッチング交流会」を開催する予定であるので、各都道府県等におかれては、産業振興担当等の関係部局とも連携し、管内市町村や関係団体等に対する周知にご協力いただきたい。(資料 3)

< 大阪会場 >

開催日時：平成 27 年 11 月 28 日(土) 10 時～16 時

場 所：大阪南港 ATC ホール(大阪市住之江区南港北 2-1-10)

< 東京会場 >

開催日時：平成 28 年 2 月 12 日(金) 10 時～16 時

場 所：TOC 有明(東京都江東区有明 3-5-7)

詳細については、公益財団法人テクノエイド協会ホームページ参照

<http://www.techno-aids.or.jp/>

(3) 障害者の芸術文化活動の振興について

平成 27 年度全国障害者芸術・文化祭の開催について

障害者の自立や社会参加を促進するためには、障害者が芸術や文化活動に参加することを支援していくことが重要である。

平成 27 年度は、鹿児島県及び鹿児島市と共催で、以下のとおり全国障害者芸術・文化祭を開催する予定であるので、各都道府県等におかれては、芸術文化振興担当等の関係部局とも連携し、管内市町村や関係団体等に対する周知にご協力いただきたい。(資料 4)

開催日時：平成 27 年 11 月 27 日（金）～ 29 日（金）

場 所：かごしま県民交流センター

詳細については、鹿児島県ホームページ等を参照

鹿児島県ホームページ

<https://www.pref.kagoshima.jp/ae07/geijyutu-bunkasai/sakuhinboshu.html>

大会ホームページ

<http://kagoshima-15geibunsai.jp/>

平成 27 年度障害者の芸術活動支援モデル事業の実施について

平成 26 年度から 3 年間を目処に、芸術活動を行う障害者やその家族、福祉事業所等で障害者の芸術活動の支援を行う方々の支援拠点に関するモデル事業を実施することとしている。

本モデル事業を円滑に実施するためには、実施団体が都道府県の側面的支援を受けつつ取組を進めることが効果的である。このため、実施団体を各都道府県から推薦された団体の中から選定することとしており、平成 27 年度は 7 団体を実施主体として採択したところである。

モデル事業の取組状況については、モデル事業連携事務局が運営するホームページ（「障害者の芸術活動支援モデル事業[厚生労働省]」）において公表しているため、ご参照いただきたい。

参照（モデル事業連携事務局ホームページ）

<http://renkei-sgsm.net/>

2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた障害者の芸術文化活動に関する懇談会の設置（文化庁と共催）

2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を見据え、関係者相互の情報共有やネットワークの構築を図るとともに、障害者の芸術文化の振興に資する取組について広く関係者による意見交換を行うことを目的として、障害者の芸術文化活動に関する懇談会（文化庁と共同開催）を、本年 6 月 30 日に開催したところである。開催状況については、厚生労働省ホームペ

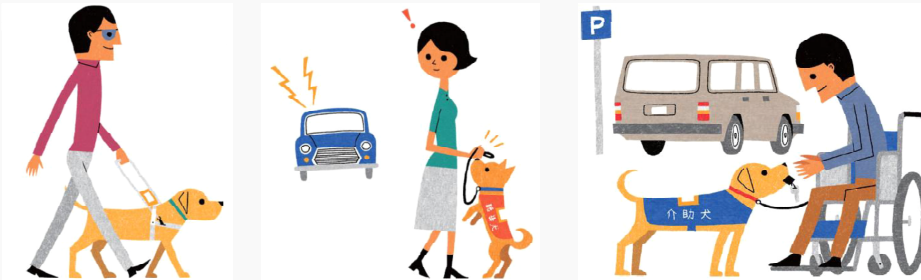
ージで公表していくので、ご参照いただきたい。

参照（厚生労働省ホームページ）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syougai.html?tid=291589>

これらの取組状況については、随時、厚生労働省から情報提供していきたいと考えているため、各都道府県等におかれては、管内市町村等にその内容を周知していただきたい。また、芸術文化振興を通じた障害者の社会参加が促進されるよう、芸術文化振興担当等の関係部局とも連携し、障害者の芸術文化活動にご支援をいただきたい。

The Act on Assistance Dogs for Physically Disabled Persons (English Version)



Ministry of Health, Labour and Welfare/Department of Health and Welfare for Persons with Disabilities Relief Division
Policy Planning Division Independence Promotion Office



About “Assistance Dogs” in Japan

- In Japan, there is a law called “The Act on Assistance Dogs for Physically Disabled Persons”.
- This law attempts to facilitate growth of the quality of the “assistance dogs for physically disabled persons” and use of public facilities for people with physical disabilities, to contribute to the independence and social participation of individuals with physical disabilities.
- According to this law, the term “Assistance Dogs for Physically Disabled Persons” refers to “guide dogs”, “service dogs” and “hearing dogs” that have been certified by groups designated by the Ministry of Health, Labour and Welfare.
 - (*) “Assistance animals (other than dogs)” and “assistance dogs” that were trained at overseas training facilities are not recognized as “Assistance Dogs for Physically Disabled Persons” under this law, and will receive the same treatment as pets. This also holds true for “Assistance Dogs” that are used by persons with disabilities other than physical disabilities. For this reason, please be aware that this law states that these animals are not permitted to accompany individuals at places that have an obligation to accept “Assistance Dogs for Physically Disabled Persons” such as public facilities, public transportation, restaurants and hotels.
- Please refer to the following leaflet for details.